

# EUの公開情報にみる日EU・EPA「大枠合意」

— 農産物に関連した分野を中心に —

研究員 植田展大

2017年7月3日、日EU・EPA交渉は「大枠合意」となった。これまでの貿易交渉のなかで一般的に用いられた「大筋合意」ではなく、あえて「大枠合意」とした理由は、いくつかの重要な論点がいまだ決着をみないまま残されているためだとされる。

しかし、日EU・EPAの詳細な情報は交渉過程でほとんど開示されておらず、「大枠合意」後も交渉と合意内容の全貌をつかむことは、特に日本側の公開情報からは困難である。そこでEUの公開情報に基づきいくつかの論点を指摘したい。

## 1 立場により異なるEPAの評価

13年4月から始まった日EU・EPA交渉の主導権は、日本の関税が農産物などを除いて大方撤廃されていたこともあり、EU側に握られていた。EUの主な要求は、関税よりも日本国内の政府調達市場へのEU企業の参加、自動車の安全基準統一、食品の規制緩和など非関税障壁の撤廃であった。一方、日本は自動車などの関税撤廃が主な要求であった。

交渉過程でEU側は、並行して進むTPP交渉を脇にみながら農業分野での関税撤廃を要求した。イギリスのEU離脱、トランプ政権によるTPP離脱など保護主義の動きが強まるなかで交渉は停滞するかにみえたが、早期成立を求める日本側の働きかけもあり、17年7月3日の「大枠合意」で一応の決着をみた。

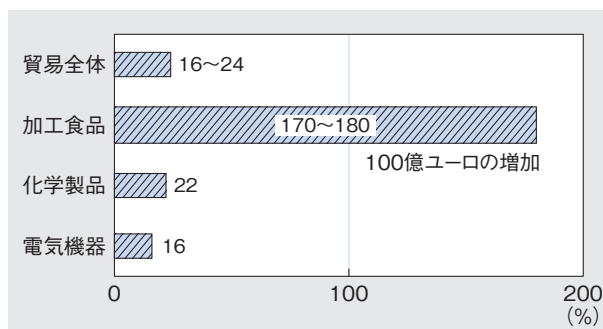
日本国内での「大枠合意」の捉え方は、立

場で異なる。16年の日本とEUの輸出入額は16兆円であり、日本の輸出入総額の1割を占める。関税撤廃でEU向けの自動車や機械製品の輸出が伸びるとみる工業界は、今回の「合意」をおおむね好意的に評価する。一方、EUから輸出額が大幅に増加するとみられる農産物に関連した業界では評価が割れる。EUは、今回のEPAで日本向け加工食品の輸出額が170～180%増加すると試算しているが<sup>(注1)</sup>(第1図)、日本の流通業者や飲食店は、農産物の関税撤廃・引下げをEU産の食材を廉価に仕入れる好機として歓迎する。一方、農林業関係者は関税撤廃・削減によって悪い影響が出るとみている。特に、酪農分野は、競争力のあるEU産乳製品の輸入増加による乳価下落を懸念している。そのほか豚肉・パスタ・菓子・林産物などの生産者・製造業者にも影響が出ると見込まれ、日本政府は対策を講じるとしている。

## 2 EUの公開情報にみる合意内容

関税分野に関心が集まるEPAであるが、今

第1図 EPA発効に伴うEUの日本向け輸出増加見込み



資料 European Commission Webページ

後の影響を考える際には、関税分野以外についても考える必要がある。EUは決着していない項目も含めて、‘EU-Japan EPA - The Agreement in Principle’<sup>(注2)</sup>として公開している。この文書は、日本政府が公開する「日EU経済連携協定(EPA)に関するファクトシート」<sup>(注3)</sup>と比べ、格段に詳細な情報を含んでいる。これらの文章に基づいて農業政策と関連する地理的表示(GI)と衛生植物検疫措置(SPS)についてみてみたい。

まず、日本側の地理的表示に関する公開情報では、日EUが相互に保護を目指すとしているが、EU側は、EUの地理的表示に適さない日本国内の商品で協定発効後、アルコール飲料で5年、食品で7年以内に現在の表示を使用できなくなるとしている。EUの地理的表示では生産基準を公表しており、基準に従って生産された商品以外を認めない。ゴルゴンゾーラ、パルメザンなどのチーズの名称は、EU基準では地理的表示に含まれているが、日本ではこれまで一般名称として取り扱われてきた。今後、日本の農業者・製造業者は地理的表示に対応しなくてはならないが、食品表示廃止の具体的な期限は日本政府側から公表されていない。また、地理的表示の問題は国内生産品だけにとどまらず国内に流通する輸入品にも及ぶため、日本に農産物を輸出するアメリカとの間でも調整が必要になるとみられる。

次に、日本側の衛生食物検疫に関する公開

情報は、国内の食の安全基準に変更がないといった国内対策が中心だが、EU側は、日本からの畜産品輸出にEUの食品衛生基準を満たした施設が必要になるという内容を含んでいる。日本政府はEUとのEPAを「強い農林水産業」による輸出拡大の契機と捉えているため、国内政策に変更がないとしても、EUへの輸出を考えてEUの基準に対応しなくてはならない。現在、EU基準に対応して輸出が行われている畜産品・酪農品は牛肉だけであり、豚肉・鶏卵・牛乳・乳製品は申請中である。なお、動物福祉の観点から施設当たりの飼育密度や飼育方法にもEU基準の規制が加わるのではないかとの一部国内報道もあったが、現在のところEUの公開情報のなかに飼育面での規制を加えるとの記載は確認できていない。

### 3 今後の課題

日EU・EPA交渉はEU主導で進められ、「大枠合意」として決着したこともあり、関税分野以外にも課題を多く残している。食品の表示は、7年以内にEUに合わせた地理的表示に改める必要がある。また、食品をEUに輸出する際には、EUに合わせた残留農薬や食肉処理基準に対応しなくてはならない。しかし、日本の生産者・製造業者がEUの基準に対応しても、必ずしもその費用に見合う価格で取引が行われる保証はない。

EU側の公開文書は分量が多く、日本政府が公表していない内容を多く含んでいる。今後は日本も情報開示を積極的に行い、活発な議論を進めることが必要であろう。

(注1)日本政府による試算は17年10月22日現在公開されていない。

(注2)<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1684>(17年10月22日現在)

(注3)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000270758.pdf>(17年10月22日現在)

(17年10月22日現在)

(うえだ のぶひろ)